

○神戸女学院大学授業科目の課程修了の認定に関する細則

1948年4月1日

教授会制定

第1条 授業担当者は、その担当科目の登録全学生に対し、毎学年末（学期科目については学期末）に成績を決定し、教務課を経て学長に報告する。

2 成績は、原則として100点を満点とする採点法によるものとし、60点以上を合格とする。合格した科目には所定の単位を与える。

3 一部を除く授業科目の成績評価は、ポイント4、3、2、1、0の5段階で表示される場合があり、その場合、ポイント4、3、2、1を合格、ポイント0を不合格とする。成績評価の基準及び100点を満点とする採点法での目安は以下の通りとする。4ポイント：100～90点、3ポイント：89～80点、2ポイント：79～70点、1ポイント：69～60点、0ポイント：59～0点

第2条 成績は、平常成績と試験等の成績とを総合して決定する。

第3条 学期末あるいは学年末に行われる試験は各授業担当者が行う。

2 学期末あるいは学年末に行われる試験は、筆記試験による。ただし、科目によっては別の方法によることができる。

第4条 追試験は、成績のおおむね50%以上を占める学期末あるいは学年末に行われる試験について、やむを得ない理由で受験できなかった学生に対し、教務部長・学生部長の承認を得て行う。

2 追試験の受験を認めるやむを得ない理由は、別に定める。

第5条 この細則の改廃は、教務委員会及び学務委員会の議を経て教授会が行う。

附 則

この細則は、1948年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、1954年4月1日から施行する。（1954年4月1日改正）

附 則

この細則は、1963年10月1日から施行する。（1963年10月1日改正）

附 則

この細則は、1969年4月1日から施行する。（1969年4月1日改正）

附 則

この細則は、1974年4月1日から施行する。（1974年4月1日改正）

附 則

この細則は、1977年4月1日から施行する。（1977年4月1日改正）

附 則

この細則は、1997年4月1日から施行する。(1997年2月21日改正)

附 則

この細則は、2004年4月1日から施行する。(2004年2月20日改正)

附 則

この細則は、2025年4月1日から施行する。(2024年12月20日改正)